

○有害水バラスト処理設備業務要領 改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)			
【目次】	改 正 案	現 行	備 考
【目次】			
第1章 凡例	第1章 凡例	第1章 第2章 まえがき 第3章 型式指定 <u>(削除)</u>	表記変更 削除
第2章 まえがき	第2章 まえがき	"	"
第3章 型式指定	第3章 型式指定 ・第3.1項～第3.7項 (旧G8型式指定)	"	"
3.1 型式指定申請について	3.1 型式指定申請について	3.8項～第3.14項 (新G8型式指定)	表記変更
3.2 型式指定試験について	3.2 型式指定試験について	"	"
3.3 均一性確認検査にかかる実地確認について	3.3 均一性確認検査にかかる実地確認について	"	"
3.4 型式指定後の事務処理について	3.4 型式指定後の事務処理について	"	"
3.5 変更承認	3.5 変更承認	"	"
3.6 変更等の届出及び失効	3.6 変更等の届出及び失効	"	"
3.7 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検	3.7 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検	"	"
第4章 設備確認	第4章 設備確認 <u>(削除)</u>	第4章 設備確認 ・第4.1項～第4.3項 (旧G8設備確認)	削除
4.1 設備確認申請について	4.1 設備確認申請について	4.4項～第4.6項 (新G8設備確認)	表記変更
4.2 設備確認試験について	4.2 設備確認試験について	"	"
4.3 設備確認後の事務処理について	4.3 設備確認後の事務処理について	"	"
<u>(削除)</u>		附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (旧G8) 附属書〔2〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新G8) 附属書〔3〕均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 【別紙1-1】英文証明書様式 (型式指定書) (旧G8)	削除 コード取込 番号ズレ 削除
附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準 (新G8) G8(BWMS コード))			
附属書〔2〕均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 <u>(削除)</u>			

備考	備考	現行	新規	型式指定書様式 (型式指定書) (新 G8)	【別紙 1-1】 英文証明書様式 (型式指定書) (新 G8)
番号ズレ コード取入	コード取入 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 1-2】 英文証明書様式 (型式指定書) (BWMS コード) (削除)	【別紙 1-2】 英文証明書様式 (型式指定書) (新 G8) (新規)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 2-1】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8)	【別紙 2-1】 英文証明書様式 (設備確認書) (旧 G8)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 2-2】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8)	【別紙 2-2】 英文証明書様式 (設備確認書) (新 G8) (新規)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 2-3】 英文証明書様式 (設備確認書) (BWMS コード) (削除)	【別紙 3-1】 型式の変更の承認書様式 (※条約登録前) 【別紙 3-2】 型式の変更の承認書様式 (※条約登録後) 【別紙 4】 相当指定及び相当確認の申請書様式 (記載例)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 5】 型式指定申請書様式 (記載例) 【別紙 6】 設備確認申請書様式 (記載例) 【別紙 7-1】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約登録前)	【別紙 5】 型式指定申請書様式 (記載例) 【別紙 6】 設備確認申請書様式 (記載例) 【別紙 7-1】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約登録前)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 6】 変更承認申請書様式 (記載例) (削除)	【別紙 7-2】 変更承認申請書様式 (記載例) (※条約登録後) 【別紙 8-1】 型式の変更等の届出書様式 (※条約登録前)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 7】 型式の変更等の届出書様式 (削除)	【別紙 8-2】 型式の変更等の届出書様式 (※条約登録後) 【別紙 9-1】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約登録前)
番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	番号ズレ 削除	【別紙 8】 手数料納付書様式 (記載例) (削除)	【別紙 9-2】 手数料納付書様式 (記載例) (※条約登録後)
第 1 章 凡例					
改正省令：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 81 号）附則※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の附則中、「附則（平成 26 年 10 月 9 日国土交通省令第 81 号）」に規定					
経過措置削除					
：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8 : 誤記訂正 議 MEPC. 174 (58))	：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8 : 誤記訂正 議 MEPC. 279 (70))	：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8 : 誤記訂正 議 MEPC. 174 (58))	：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8 : 誤記訂正 議 MEPC. 279 (70))	：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8 : 誤記訂正 議 MEPC. 174 (58))	：バラスト水管理システム承認のためのガイドライン (G8 : 誤記訂正 議 MEPC. 279 (70))

改 正 案	現 行	備 考
BWMS コード：バラスト水管管理システム承認のためのコード（BWMS CODE : 決議 MEPC.300 (72))	(新規)	コード取入
第 3 章 型式指定 本章の規定は新 G8(又は BWMS コード)に基づく型式指定に係る事務等に適用する。 <u>(削除)</u>	第 3 章 型式指定 (条約が日本国において効力を生じる日(平成 29 年 9 月 8 日。以下同じ) までは、「型式指定」は「相当指定」と読み替えるものとする。以下同じ) なお、3.1 から 3.7 までを旧 G8 の型式指定、3.8 から 3.14 までを新 G8 の型式指定とする。	コード取入 <u>削除</u>
3.1 ~ 3.7 <u>(略)</u>	3.8 型式指定申請について <u>(新 G8)</u> 3.8.1 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 8 関係 <u>(改正省令附則第 6 条削除</u> <u>係)</u> 】	(略)
3.1 型式指定申請について 3.1.1 申請書類【検査規則第 1 条の 2 の 8 関係】	有害水バラスト処理設備(以下「BWMS」という。)の製造者等であつて型式指定を受けようとする者に対し、次の(1)から(14)までの書類を提出させること。その際、(3)から(14)までの図書の一覧を記した図書目録を添付されること。ただし、既に旧 G8 に基づき型式指定を取得している者が、新 G8(又は BWMS コード)に基づく型式指定を取得する場合、提出書類は、新 G8 に基づく型式指定を取得するのみとしてよい。書類提出のみとしてよい。 (1) 型式指定申請書(検査規則第 1 号の 2 の 2 様式(第 1 条の 2 の 8 関係)) (別紙 4 参照) <u>(イ)～(ロ) (略)</u>	※相当指定申請書は、改正省令附則第 1 号様式(附則第 6 条関係)による削除こと (別紙 4 参照)。 <u>(イ)～(ロ) (略)</u>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名（例、「新G8 (MEPC.279 (70))」、(ハ)「備考」欄には、適用する試験基準名（「新G8 (MEPC.279 (70))」、型式指定を受けようとするBWMSの処理方式（例、「処理方式：フィルター及び紫外線」）が記載されていること。なお、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用するBWMSの場合、「活性物質を使用」と記載されれていること。</p> <p>(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））【検査規則第45条関係】（別紙8参照）</p>	<p>(ハ) 「備考」欄には、適用する試験基準名（「新G8 (MEPC.279 (70))」、型式指定を受けようとするBWMSの処理方式（例、「処理方式：UV+Filter」）コード取入が記載されていること。なお、処理方式が薬剤、電気分解、オゾン方式等活性物質を使用するBWMSの場合、「活性物質を使用」と記載されれていること。</p> <p>(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））【検査規則第45条関係（改正省令第22条関係）】（別紙9-2参照）</p> <p>※相当指定の手数料納付書は、検査規則第20号様式である（別紙9-1参照）。</p>	<p>（イ）「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること。</p> <p>（イ）「申請事項欄」には、型式指定の場合「型式指定」と記載されていること。</p> <p>※相当指定の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項に規定する相当指定」と記載されていること。</p> <p>（ロ）所定の手数料の印紙が貼付されていること。手数料は、検査規則別表第1の3（第45条関係）又は別表第1の4（第45条関係）によること。 ※条文が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第1（附経過措置削除則第22条関係）又は附則別表第2（附則第22条関係）によること。</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>3.1.2～3.1.4 (略)</p> <p>3.8.2～3.8.4 (略)</p> <p>番号ズレ</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>3.2 型式指定試験について</p> <p>3.2.1 型式指定試験の実施 【検査規則第1条の2の9関係】</p> <p>3.1.1(7)、3.1.1(9)及び(10)に定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の能力が適正であることを確認し、「附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(5)までの試験を実施すること。</p> <p>なお、既に施行前試験合格証明書又は旧G8に基づく型式指定書が交付されているもの又は既に外国政府から承認を受けているものにあっては、承認を受ける際に行われたG8ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(5)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。</p>	<p>3.9 型式指定試験について（新G8）</p> <p>3.9.1 型式指定試験の実施 【検査規則第1条の2の9関係】</p> <p>3.8.1(7)、3.8.1(10)及び(11)までに定める申請書類により、試験の実施内容及び試験機関の能力が適正であることを確認し、「附属書〔2〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準」に従い次の(1)から(5)までの試験を実施すること。</p> <p>なお、既に施行前試験合格証明書又は旧G8に基づく型式指定書が交付されているもの又は既に外国政府から承認を受けているものにあっては、承認を受ける際に行われたG8ガイドラインに基づく試験が適正であると判断した場合、当該試験の結果を活用することで次の(1)から(5)までの試験の全部又は一部について、その実施を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸上試験</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>番号ズレ 〃</p> <p>番号ズレ</p> <p>取扱明確化</p>
	<p>(ロ) 陸上試験は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が立ち会い、(イ)の他、次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>ただし、BWMSに係る試験について、ISO/IEC 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると認められる試験機関であって、BWMSに係る試験について相当程度の実績を有する試験機関において試験を実施する場合には、検査測度課長が認めたときは、当該試験機関が発行する成績書をもつて立会いに代えることができる。</p>	<p>①～③ (略)</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(3) 船上試験 (イ) (略)</p> <p>(ロ) 有害水バラストの取入及び排出時におけるサンプル採取について は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する 者が立ち会い、試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印された ことを確認すること。<u>ただし、BWMS に係る試験について、ISO/IEC 17025</u> <u>「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定</u> を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると認められる試 験機関であって、BWMS に係る試験について相当程度の実績を有する試験 機関において試験を実施する場合においては、検査測度課長が認めたとき は、当該試験機関が発行する成績書をもつて立会いに代えることができる。</p> <p>(ハ) 船上試験を行いう船舶が法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに該 当しない場合、同項第 5 号に定める国土交通大臣の承認を受けた後に本試 験を開始すること。</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>3.2 型式指定試験における試験結果の報告</p> <p>3.1.1(10) の書類に沿って、3.2.1(1)から(5)までに定める各試験が終了 した後、申請者に試験結果を取り纏めさせ、本省あて提出されること。 の際、紙媒体で 1 部、及び電磁的記録媒体で 2 部（うち 1 部は申請を受け させること。その際、紙媒体で 1 部、及び電磁的記録媒体で 2 部（うち 1 部は申請を受けた管海官庁に送付すること。）を提出させること。 (以下略)</p>	<p>(3) 船上試験 (イ) (略)</p> <p>(ロ) 有害水バラストの取入及び排出時におけるサンプル採取について は、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する 者が立ち会い、試験水をサンプルボトルに採取した後、直ちに封印された ことを確認すること。<u>ただし、BWMS に係る試験について、ISO/IEC 17025</u> <u>「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定</u> を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると認められる試 験機関であって、BWMS に係る試験について相当程度の実績を有する試験 機関において試験を実施する場合においては、検査測度課長が認めたとき は、当該試験機関が発行する成績書をもつて立会いに代えることができる。</p> <p>(ハ) 条約が日本国について効力を生ずる日以降であって、船上試験を行削除 う船舶が法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに該当しない場合、同項 第 5 号に定める国土交通大臣の承認を受けた後に本試験を開始すること。</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>3.9.2 型式指定試験における試験結果の報告</p> <p>3.8.1(9) の型式指定試験計画書に沿って、3.9.1(1)から(5)までに定めた 各試験が終了した後、申請者に試験結果を取り纏めさせ、本省あて提出 されること。その際、紙媒体で 1 部、及び電磁的記録媒体で 2 部（うち 1 部は申請を受けた管海官庁に送付すること。）を提出させること。 (以下略)</p>	<p>番号ズレ 誤記訂正</p>

改 正 案	現 行	備 考
3.2.3 BWMS のスケーリング 3.2.1(3)に定める船上試験を実施したベースユニットから、スケーリングユニットを含め同一型式として指定を受けようとする場合、BWMS.2/Circ.33/Rev.1 「 Guidance on scaling of ballast water management systems 」に従い、スケーリングユニットとベースユニットの処理性能が同等であることを確認すること。ただし、スケーリングユニットの処理性能と同等であることを原理的に確認出来る場合は、簡易的な実証試験を行うなどにより、その同等性を確認することで差し支えない。	3.9.3 BWMS のスケーリング 3.9.1(3)に定める船上試験を実施したベースユニットから、スケーリングユニットを含め同一型式として指定を受けようとする場合、BWMS.2/Circ.33 「 Guidance on scaling of ballast water management systems 」に従い、スケーリングユニットとベースユニットの処理性能が同等であることを確認すること。ただし、スケーリングユニットの処理性能と同等であることを原理的に確認出来る場合は、簡易的な実証試験を行うなどにより、その同等性を確認することで差し支えない。	番号ズレ 〃
3.3 均一性確認検査について 3.3.1 均一性確認検査にかかる実地確認【法第48条第6項関係】 BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が法第48条第6項に基づき臨検し、3.1.1(12)及び(13)に定める申請書類の内容に従い、均一性確認検査の実施体制が整備され、かつ、当該検査を行う能力があることを実地確認すること。ただし、当該実地確認と同等の審査が実施されたことを示す書類が提出された場合であって、当該審査記録等の確認により、前記均一性確認検査の実施体制及び実施能力について確認できることは、当該臨検を省略することができる。なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書〔2〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考すること。	3.10 均一性確認検査にかかる実地確認について（新G8） 3.10.1 均一性確認検査にかかる実地確認【法第48条第6項関係】 BWMS の製造者等の工場、事務所その他の事業場に対し、原則として、検査測度課船舶検査官、その他検査測度課長が指示する者が法第48条第6項に基づき臨検し、3.8.1(12)及び(13)に定める申請書類の内容に従い、均一性確認検査の実施体制が整備され、かつ、当該検査を行いう能力があることを実地確認すること。なお、当該実地確認を行うにあたっては、「附属書〔3〕 均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目」を参考とすること。	番号ズレ 〃
3.4 型式指定後の事務処理について 3.4.1 (略)	3.11 型式指定後の事務処理について（新G8） 3.11.1 (略)	番号ズレ 〃

改 正 案	現 行	備 考
3.4.2 英文証明書の交付	3.11.2 英文証明書の交付	番号ズレ
3.4.1 に従い型式指定書を交付する際、「【別紙 1-1】英文証明書様式」(新 G8 に基づく型式指定の場合)(又は「【別紙1-2】英文証明書様式」(BWMS コードに基づく型式指定の場合))に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式コード取入に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式コード取入に定めたBWMSの特性に応じ、次のことを記載すること。	3.11.1 に従い型式指定書を交付する際、「【別紙 1-2】英文証明書様式」(新 G8 に基づく型式指定の場合)(又は「【別紙1-2】英文証明書様式」(BWMS コードに基づく型式指定の場合))に定める英文証明書を併せて交付すること。なお、英文証明書には、型式コード取入に定めたBWMSの特性に応じ、次のことを記載すること。	番号ズレ
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)	番号ズレ
3.4.3～3.4.4 (略)	3.11.3～3.11.4 (略)	番号ズレ
3.4.5 IMOへの通知	3.11.5 IMOへの通知	番号ズレ
型式指定を受けたBWMSについて、決議 MEPC.228(65) 「INFORMATION REPORTING ON TYPE APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS」に従い、IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) にその情報を提供すること。ただし、既に外国政府から承認を受けているものであって、既に MEPC に情報が提供されているものについては、この限りではない。	型式指定を受けた BWMS について、決議 MEPC.228 (65) 「INFORMATION REPORTING ON TYPE APPROVED BALLAST WATER MANAGEMENT SYSTEMS」に従い、IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) にその情報を提供すること。ただし、平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海查第 345 号「船舶ノラス削除ト水及び沈殿物の制御及び管理制度のための国際条約（仮訳）に規定されるバラスト水管理系统に係る承認制度の運用について」に基づき、バラスト水管理系统施行前試験合格証明書が交付されたもの、又は、既に外國政府から承認を受けているものであって、既に MEPC に情報が提供されているものについては、この限りではない。	経過措置削除及び番号ズレ
3.5 変更承認	3.12 変更承認 (新 G8)	番号ズレ
3.5.1 変更承認申請 【検査規則第 1 条の 2 の 12 関係】	3.12.1 変更承認申請 【検査規則第 1 条の 2 の 12 関係 (改正省令附則第 10 条関係)】	経過措置削除及び番号ズレ
3.5.2 申請書類 【検査規則第 1 条の 2 の 12】	3.12.2 申請書類 【検査規則第 1 条の 2 の 12 (改正省令附則第 10 条第 1 項関係)】	番号ズレ
BWMS の製造者等であつて変更承認を受けようとする者に対し、次の(1)か		

改 正 案	現 行	備 考
から(4)までの書類を提出させること。 (1) 変更承認申請書（検査規則第1号の2の4様式（第1条の2の12関係）（別紙6参照））	ら(4)までの書類を提出させること。 (1) 変更承認申請書（検査規則第1号の2の4様式（第1条の2の12関係）（別紙7-2参照）） ※条約が日本国において効力を生じる日までは、改正省令附則第4号様式（附則第10関係）によること（別紙7-1参照）。 3.1.1(1)に準じて記載されていること。	番号ズレ 経過措置削除
(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係）） <u>照</u>	(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係）） ※条約が日本国において効力を生じる日以降も、検査規則第20条様式によること。なお、条約が日本国において効力が生じる日までは別紙9-1、生じる日以降は別紙9-2を参照のこと。 (イ)～(ロ) (略) (3)～(4) (略)	番号ズレ 経過措置削除
3.5.3～3.5.7 (略)	3.12.3～3.12.7 (略)	番号ズレ
3.5.8 変更承認後の事務処理 3.5.8.1 型式の変更の承認書を交付	3.12.8 変更承認後の事務処理 3.12.8.1 型式の変更の承認書を交付 申請書類の書類審査の結果及び相当試験の結果から、申請されたBWMSが有害水バラスト処理設備技術基準に適合していると判断された場合、申請者に対して、「【別紙3】型式の変更の承認書様式」に定める型式の変更の承認書を交付すること。条約が日本国において効力が生じる日以降は、別紙3-2に定める型式の変更の承認書を交付すること。	番号ズレ 経過措置削除
3.5.8.2～3.5.8.4 (略)	3.12.8.2～3.12.8.4 (略)	番号ズレ

考 備	備	行	現	改 正 案
番号ズレ	"	3.13 変更等の届出及び失効 (新 G8)	3.13 変更等の届出及び失効 (新 G8)	3.6.1 (略)
番号ズレ	"	3.13.1 (略)	3.13.1 (略)	3.6.2 届出の書類
経過措置削除	八	3.13.2 届出の書類 変更等の届出を行おうとする BWMS の製造者等に対し、次の(1)から(3)までの書類を提出させること。 (1) 型式の変更等の届出書 「【別紙 7】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、 3.8.1(1)に準じて記載されていること。 3.1.1(1)に準じて記載されていること。	3.13.2 届出の書類 変更等の届出を行おうとする BWMS の製造者等に対し、次の(1)から(3)までの書類を提出させること。 (1) 型式の変更等の届出書 「【別紙 8-2】型式の変更等の届出書様式」に定める様式を標準とし、 3.8.1(1)に準じて記載されていること。なお、条約が日本国において効力を感じる日までは、別紙 8-1 の様式を参照すること。	3.6.変更等の届出及び失効
番号ズレ	八	(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	3.6.変更等の届出及び失効
番号ズレ	八	3.13.3～3.13.7 (略)	3.13.3～3.13.7 (略)	3.6.2 届出の書類
番号ズレ	八	3.14 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検 (新 G8) (略)	3.14 均一性確認検査の報告及び定期的な臨検 (新 G8) (略)	3.6.3～3.6.7 (略)
経過措置削除	八	第 4 章 設備確認 (条約が日本国において効力を生じる日までは、「設備確認」は「相当確認」と読み替えるものとする。以下同じ) なお、下記 4.1 から 4.3 までを及ぼコード取 旧 G8 の設備確認、4.4 から 4.6 までを新 G8 の設備確認とする。	第 4 章 設備確認 本章の規定は新 G8 (又は BWMS コード) に基づく設備確認に係る事務等に適用する。	4.1 設備確認申請について (旧 G8) (削除)
削除	八	4.4 設備確認申請について (新 G8)	4.4 設備確認申請について (新 G8)	4.1 設備確認申請について (新 G8)

改 正 案	現 行	備 考
<p>4.1.1 申請書類【検査規則第1条の2関係】</p> <p>(1) 設備確認申請書（検査規則第1号様式（第1条の2関係））（別紙5参考照）</p> <p>BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した図書目録を添付されること。ただし、既に旧G8に基づき設備確認を取得している者が、新G8（又はBWMSコード）に基づく設備確認を取得する場合、提出書類は、新G8（又はBWMSコード）に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。</p>	<p>4.4.1 申請書類【検査規則第1条の2関係（改正省令附則第6条関係）】</p> <p>(1) 設備確認申請書（検査規則第1号様式（第1条の2関係））（別紙6参考照）</p> <p>BWMSの設備確認を受けようとする申請者に対し、次の(1)から(12)までの書類を提出させること。その際、(3)から(12)までの書類の一覧を記した図書目録を添付させること。ただし、既に旧G8に基づき設備確認を取得している者が、新G8に基づく設備確認を取得する場合、提出書類は、新G8コード取入に伴う追加分の書類提出のみとしてよい。</p> <p>※相当確認申請の場合、改正省令附則第1号様式（附則第6条関係）による経過措置削除すること（別紙4参考照）。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p>	"
<p>(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））（別紙8参考照）</p>	<p>(2) 手数料納付書（検査規則第20号様式（第45条関係））（別紙9-2参考照）番号ズレ</p> <p>※相当確認の手数料納付書は、検査規則第20号様式である（別紙9-1参考照）。</p> <p>(イ)「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること。</p>	
<p>(3)～(11) (略)</p>	<p>(イ)「申請事項欄」には、「設備確認」と記載させること。</p> <p>※相当確認の場合、「申請事項欄」には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項に規定する相当確認」と記載させること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p>	
<p>4.2 設備確認試験について</p> <p>(略)</p>	<p>4.5 設備確認試験について（新G8）</p> <p>(略)</p>	番号ズレ

改 正 案	現 行	備 考
4. 3 設備確認後の事務処理について 4. 3. 1 (略)	4. 6 設備確認後の事務処理について (新 G8) 4. 6. 1 (略)	番号ズレ n
4. 3. 2 英文証明書の交付	4. 6. 2 英文証明書の交付	番号ズレ
4. 3. 1 に従い設備確認書を交付する際、「【別紙 2-1】英文証明書様式」(新 G8 に基づく型式指定の場合) (又は「【別紙 2-2】英文証明書様式」(BWMS コードに基づく型式指定の場合)) に定める英文証明書を併せて交付すること。英文証明書の様式及び記載内容については、3.11.2 に準じて処理すること。	4. 6. 1 に従い設備確認書を交付する際、「【別紙 2-1】英文証明書様式」(新 G8 に基づく型式指定の場合) (又は「【別紙 2-2】英文証明書様式」(BWMS コードに基づく型式指定の場合)) に定める英文証明書を併せて交付すること。英文証明書の様式及び記載内容については、3.11.2 に準じて処理すること。	コード取入
第 5 章 附則	第 5 章 附則	
5. 1 施行期日	5. 1 施行期日	
5. 1. 1 型式指定及び設備確認の適用	5. 1. 1 型式指定及び設備確認の適用	
(1) 新 G8 に関する取扱いについては、平成 31 年 10 月 12 日まで適用する。 (2) BWMS コードに関する取扱いについては、平成 31 年 10 月 13 日から適用する。	(1) 第 3 章及び第 4 章の取り扱いについては、海洋汚染等及び海上災害の防止経過措置に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 73 号。以下「改正法」という。)附則第 1 条に定められるとおり、条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。	経過措置
5. 2 経過措置	5. 2 経過措置	
5. 2. 1 相当指定及び相当確認の取り扱い、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 73 号)の施行日前に同法附則第 3 条第 1 項に定める相当指定認の取扱いについては、第 3 章及び第 4 章に準じて行うこと。	5. 2. 1 相当指定及び相当確認の取り扱い、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 73 号)の施行日前に同法附則第 3 条第 1 項に定める相当指定認の取扱いについては、第 3 章及び第 4 章に準じて行うこと。	経過措置
又は相当確認をされたものについては、同条第 6 項に基づき、型式指定は設備確認されたものとみなす。		
5. 2. 2 旧 G8 による型式指定及び設備確認の取り扱い (1) バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたもの又	5. 2. 2 旧 G8 による型式指定及び設備確認の取り扱い (1) バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたもの又	経過措置

改 正 案	現 行	備 考
は外国政府から旧 G8 に基づく承認を受けている BWMS であって、決議 MEPC. 228 (65) に基づいて MEPC に情報が提供されているものについて は、平成 32 年 10 月 27 日までとし、旧 G8 に基づく型式指定又は設備確認をすることができる。	(70)において、平成 30 年 10 月 27 日までとされているので、同申請は、事務処理に要する期間を勘案し、平成 30 年 7 月 13 日までとする。	経過措置
(2) 旧 G8 に基づき型式指定又は設備確認された BWMS は、平成 32 年 10 月 27 日までの間は船舶に設置することができる。		経過措置
(3) (1)に該当する BWMS であって、平成 32 年 10 月 27 日までに船舶に設置されたものについては、旧 G8 に基づき設備確認をすることができる。		経過措置
5.2.3 新 G8 による型式指定及び設備確認の取り扱い、 新 G8 による設備の承認は、決議 MEPC. 300 (72) パラグラフ 8 の規定に基づき、平成 31 年 10 月 12 日までとする。なお、新 G8 に基づき承認された設備は、平成 31 年 10 月 13 日以降は、BWMS コードに基づき承認されたものとみなす。	附属書〔1〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（旧 G8）削除 (妙) (略)	（対応する国際基準については新旧省略）
(削除) (1) 有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（新 G8 附属書〔2〕有害水バラスト処理設備の要件及び型式指定試験基準（新 G8）番号ズレ (BWMS コード)) (対応する国際基準については新旧省略)	（1）～（4） (略)	（1）～（4） (略)

改 正 案	現 行	備 考
《5》陸上試験 1～2 (略) 3. 試験水 (1)～(2) (略)	《5》陸上試験 1～2 (略) 3. 試験水 (1)～(2) (略)	(3) 表 2 に示す異なる 3 種類の塩分濃度範囲を選択し、1 セットの試験サイクルについて(5 回の反復サイクルを 1 セットとする。)を定められた溶存態有機炭素(DOC)、粒子態有機炭素(POC)及び総浮遊物質(TSS)の濃度を含んだ試験水で実施すること。 <u>ただし、海水及び汽水の塩分濃度が表 2 から逸脱する場合であつて、当該逸脱が試験結果に影響しないと認められる場合はこの限りではない。</u> なお、隣接する塩分範囲で試験を行う場合、それぞれの塩分濃度は少なくとも 10PSU* ² 以上離すこと。 表 2 (略)
		(3) 下表に示す異なる 3 種類の塩分濃度範囲を選択し、1 セットの試験サイクルについて(5 回の反復サイクルを 1 セットとする。)を定められた溶存態有機炭素(DOC)、粒子態有機炭素(POC)及び総浮遊物質(TSS)の濃度を含んだ試験水で実施すること。なお、隣接する塩分範囲で試験を行う場合、それぞれの塩分濃度は少なくとも 10PSU* ² 以上離すこと。 表 (略)

試験方法	判定基準	試験方法	判定基準
陸上試験 (略)	(略)	陸上試験 (略)	(略)
計測および記録 (略)	(略)	計測および記録 (略)	(略)
サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルを採取すること。 ①～③ (略)	(略) (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルは、それぞれ別のサンプルとして採取すること。 ①～③ (略)	サンプルの採取 (1)～(4) (略) (5) 以下の生物及び細菌を計測するためのサンプルは、それぞれ別のサンプルとして採取すること。 ①～③ (略)	(略) (新 G8 に整合 (新 G8 Part2 2.4.34, 旧 G8 Part2 2.3.30)
サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ	(略)	サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析 サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析につ	(略)

改 正 案	現 行	備 考
においては、下記サンプリング方法及びサンプリング量に従い実施する。	においては、下記サンプリング方法及びサンプリング量に従い実施する。 (1) サンプル水に含まれる最小径 50 μm 以上の生物の含有量を有害水バラスト排出基準と比較する為に、総サンプル量は最低 1m ³ の取入水及び 3m ³ の排出水（対象水及び処理水）とし、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。ただし、少ないサンプル量で、生物の代表的なサンプリングが確保されると認められる場合はその限りではない。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。	(1) サンプル水に含まれる最小径 50 μm 以上の生物の含有量を有害水バラスト排出基準と比較する為に、総サンプル量は最低 1m ³ の取入水及び 3m ³ の排出水（対象水及び処理水）とし、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。 (2) サンプル水に含まれる最小径 10 μm 以上 50 μm 未満の生物の含有量を評価するためには、総サンプル量は最低 10ℓ の取入水、排出水（対象水及び処理水）を採取し、総サンプル量を満たすよう、連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。総サンプル量の内、その少量化がサンプルの代表となり、最低 10 あれば試験所への輸送のためのサブサンプルとなる。少なくとも 1mℓ の取入水のサブサンプル 3 つ及び 1mℓ の排出水のサブサンプル 6 つが、生物を計測するために分析される。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によって推定される。
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	

改 正 案	現 行	備 考															
<p>《6》船上試験</p> <p>1. 試験条件 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 処理される有害水バラストの取り入時の生存可能生物数（最小径 50μm 以上の生物及び最小径 50μm 未満、10μm 以上の生物に限る。）が、有害水バラスト排出基準の 10 倍を超えること。</p>	<p>《6》船上試験</p> <p>1. 試験条件 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 処理される有害水バラストの取り入時の生存可能生物数（最小径 50μm 以上の生物及び最小径 50μm 未満、10μm 以上の生物に限る。）が、有害水バラスト排出基準の 10 倍を超えること、かつ、未処理の有害水バラストに含まれる生存可能生物数（最小径 50μm 以上上の生物及び最小径 50μm 未満、10μm 以上の生物に限る。）が、排出時に有害水バラスト排出基準の値以上であること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>判定基準</th> <th>対応する 国際基準</th> <th>判定基準</th> <th>対応する 国際基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船上試験 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>船上試験 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>サンプルの採取及び生物及び細菌の分析</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>サンプルの採取及び生物及び細菌の分析</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプルの採取及び生物及び細菌の分析 下記に従いサンプルを採取し、それぞれのサンプルに含まれる生物及び細菌の分析を行う。</p> <p>(1) 取入水及び処理水のサンプル採取 ① 連続サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）で採取すること。</p> <p>(2) サンプルの採取に係るサンプル水の量と生物及び細菌の分析</p>	試験方法	判定基準	対応する 国際基準	判定基準	対応する 国際基準	船上試験 (略)	(略)	(略)	船上試験 (略)	(略)	サンプルの採取及び生物及び細菌の分析	(略)	(略)	サンプルの採取及び生物及び細菌の分析	(略)	<p>2.2.2.5</p> <p>誤記訂正</p>
試験方法	判定基準	対応する 国際基準	判定基準	対応する 国際基準													
船上試験 (略)	(略)	(略)	船上試験 (略)	(略)													
サンプルの採取及び生物及び細菌の分析	(略)	(略)	サンプルの採取及び生物及び細菌の分析	(略)													

改 正 案	現 行	備 考
<p>① 最小径が $50 \mu\text{m}$ 以上の生存可能生物の検出には、総サンプル量は、最低 1m^3 の取入水及び最低 3 m^3 の処理水とし、総サンプル量を満たすよう、連續サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。ただし、少ないサンプル量で、生物の代表的なサンプリングが確保されると認められる場合はその限りではない。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析されない場合、妥当な手法を用いて十分に混合されたサンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によつて推定される。</p> <p>② (略)</p>	<p>① 最小径が $50 \mu\text{m}$ 以上の生存可能生物の検出には、総サンプル量は、最低 1m^3 の取入水及び最低 3 m^3 の処理水とし、総サンプル量を満たすよう、連續サンプル又は各々の時期（初期、中期、末期）により採取すること。なお、生物の総数が多くなければ（例えば 100）、サンプルの全量が分析される。サンプルの全量が分析されない場合、平均濃度は、妥当な手法を用いて十分に混合されたサブサンプルの計測結果に基づき外挿法によつて推定される。</p> <p>③ (略)</p>	<p>新 G8 に整合 (新 G8 Part2 2. 3. 3. 7 旧 G8 Part2 2. 2. 2. 6)</p>
<p>《7》～《8》 (略)</p> <p>附属書〔2〕均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 (略)</p> <p>(削除) 【別紙 1-1】英文証明書様式（型式指定書）(旧 G8) 【別紙 1-2】英文証明書様式（型式指定書）(BWMS コード) (本文は改正案参照)</p> <p>(削除) 【別紙 2-1】英文証明書様式（設備確認書）(旧 G8) 【別紙 2-2】英文証明書様式（設備確認書）(新 G8) (本文は改正案参照)</p>	<p>《7》～《8》 (略)</p> <p>附属書〔3〕均一性確認検査の内容及び実施状況確認用チェック項目 (略)</p> <p>番号ズレ 削除 番号ズレ コード取込</p> <p>【別紙 1-1】英文証明書様式（型式指定書）(旧 G8) (新規) 【別紙 2-1】英文証明書様式（設備確認書）(旧 G8) 【別紙 2-2】英文証明書様式（設備確認書）(新 G8) (新規)</p>	<p>番号ズレ 削除 番号ズレ コード取込</p>

改 正	案	現 行	備 考
(削除)		【別紙 3-1】型式の変更の承認書様式(※条約発効前) 【別紙 3-2】型式の変更の承認書様式(※条約発効後)	経過措置削除 及び番号ズレ
【別紙 3】型式の変更の承認書様式 (削除)		【別紙 4】相当指定及び相当確認の申請書様式(記載例)	"
【別紙 4】型式指定申請書様式(記載例)		【別紙 5】型式指定申請書様式(記載例)	"
【別紙 5】設備確認申請書様式(記載例) (削除)		【別紙 6】設備確認申請書様式(記載例)	"
【別紙 6】変更承認申請書様式(記載例) (削除)		【別紙 7-1】変更承認申請書様式(記載例)(※条約発効前) 【別紙 7-2】変更承認申請書様式(記載例)(※条約発効後)	"
【別紙 7】型式の変更等の届出書様式 (削除)		【別紙 8-1】型式の変更等の届出書様式(※条約発効前) 【別紙 8-2】型式の変更等の届出書様式(※条約発効後)	"
【別紙 8】手数料納付書様式(記載例) (削除)		【別紙 9-1】手数料納付書様式(記載例)(※条約発効前) 【別紙 9-2】手数料納付書様式(記載例)(※条約発効後)	"